

判定対象(基準適合義務の内、要確認特定建築行為)(令和7年4月1日以降の着工から)

建築物の新築、増改築(以下の要件に適合する場合を除く)

①建築物の建築に係る部分の床面積の合計が10㎡以下の建築物(省エネ法第10条、省エネ法施行令第3条)

②要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令(建築物省エネ法施行規則第2条)で定める特定建築行為である場合

- ・仕様基準等を用いて省エネ基準適合を示す場合
- ・設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4・一次エネルギー消費量等級4以上の場合に限る)を取得している場合
- ・長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を取得している場合

③適用除外要件に該当する場合(省エネ法第20条、省エネ法施行令第4条)

- ・居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないもの
- ・歴史的建造物、文化財等
- ・応急仮設建築物(建基法第85条第1項又は第2項)、仮設建築物(同法第85条第2項)、仮設興行場等(同法第85条第6項又は第7項)

④建築基準法第6条第1項第3号に該当する場合、又は建築基準法第6条第1項に該当しない場合

⑤低炭素建築物認定又は性能向上計画認定を取得した場合